資料３

年金記録問題について

１．　年金記録確認第三者委員会について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２．　年金記録問題検証委員会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

３．　年金業務・社会保険庁監視等委員会について・・・・・・・・・ 3

平成１９年１０月１９日

総　　務　　省

年金記録確認第三者委員会

（1）概要

年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため、年金記録確認第三者委員会を総務省に設置

委員会作成のあっせん案を踏まえ、**総務大臣から社会保険庁長官にあっせん**（※）を行い、社会保険庁はこれを**尊重して記録を訂正**

※　総務省設置法（第４条第 21 号）に基づくあっせん
「各行政機関の業務（中略）に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること」

（2）取組状況

①　年金記録確認中央第三者委員会（中央委員会）※本省に設置

- 委員 30 名（委員長：梶谷前日本弁護士連合会会長）
- ６月 25 日　初会合
- **基本方針（案）の策定（７月 10 日総務大臣決定）**
- **先例となるような苦情あっせん案の作成**

②　年金記録確認地方第三者委員会（地方委員会）

- 管区行政評価局・行政評価事務所等に設置**（全国 50 か所）**、委員 10 名以内（現在、全国で 308 名）
- **苦情あっせん案の作成**

※あっせん等の累計（中央委員会＋地方委員会）10 月 15 日現在

- 年金記録の訂正の必要があるとのあっせん：281 件
- 年金記録の訂正の必要はないと判断したもの：36 件
- 厚生年金関係について、被保険者が事業主への保険料を納付したと認められるもの：189 件

（3）今後の取組

○　地方第三者委員会に対する申立てとして社会保険事務所で受け付けた約 20,000 件（10 月 14 日現在）の事案の処理

○　増大する事案を的確かつ迅速に処理するための審議体制の抜本的強化（政府全体としてこの問題に取り組む観点から、事務局職員（約 400 人）の倍増を図るため、各府省からの職員の派遣について、協力を依頼中）

年金記録問題検証委員会

（1）概要

年金記録問題発生の経緯、原因、責任の所在等について**、行政評価・監視**（※）**の機能を活用して調査・検証**を行うため、**７名の委員（座長：松尾前検事総長）**からなる年金記録問題検証委員会を総務大臣の下に設置

※　総務省設置法（第４条第 18 号）に基づく行政評価・監視

「各行政機関の業務の実施状況の評価（中略）及び監視を行うこと」

（2）取組状況

・　６月 14 日　初会合

・　**７月 10 日　中間段階の発表**

・　ワーキンググループ（委員・外部専門家（５名）等）を設け、システム、業務運営、コンプライアンス等について調査・検証

・　管区行政評価局・行政評価事務所による全国調査（７月下旬～８月中旬）

・（８月）委員会２回開催

・（９月）委員会４回開催

（3）今後の取組

○　近々に報告を取りまとめるべく審議中

年金業務・社会保険庁監視等委員会

（1）概要

○　本年 7 月 5 日の政府・与党政策パッケージにより 7 月 20 日に設置
（委員長：葛西敬之　ＪＲ東海代表取締役会長）

○　年金記録問題への対応策や社会保険庁の業務の実施状況について、同庁からの報告を聴取し、調査審議

○　審議結果を踏まえ、総務大臣に対して必要に応じ意見具申
（総務大臣は、委員会の意見を踏まえ、必要な場合には、厚生労働大臣又は社会保険庁長官に対し勧告）

※　委員会は、日本年金機構発足時（22 年 1 月予定）に廃止

（2）取組状況

7 月 25 日　初会合　　社会保険庁からのヒアリング
（これまでの取組状況）

7 月 27 日　意見具申　　「5000 万件の内容精査の詳細な作業工程を明らかにすべき」
→ 総務大臣から厚生労働大臣に勧告

8 月 23 日　第 2 回会合
9 月 10 日　第 3 回会合
} 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング
(年金記録適正化実施工程表の内容の確認)

（3）今後の取組

○　7 月 5 日の政策パッケージの各措置、特に 5000 万件の年金記録の名寄せ、内容の精査等が着実に実施されるよう、社会保険庁の取組状況を把握し審議

○　当面、月 1 回程度開催